

新潟市民病院事務専決規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和5年4月27日

新潟市病院事業管理者 大谷 哲也

新潟市民病院管理規程第8号

新潟市民病院事務専決規程の一部を改正する規程

新潟市民病院事務専決規程（平成20年新潟市民病院管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「医療管理部」の次に「、医療安全部」を、「手術部」の次に「、高度先進医療センター」を加え、「診療部及び」を「診療部、高度先進医療センター及び」に改める。

別表備考2中「医療管理部」の次に「、医療安全部」を、「救命救急・循環器病・脳卒中センター」の次に「、高度先進医療センター」を加える。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。